



令和4年 廃棄物規制課の取組について

新年明けましておめでとうございます。日頃から産業廃棄物行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和4年の新春を迎えるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

昨年も、世界は新型コロナウイルス感染症との戦いの一年でした。廃棄物処理業は、政府の方針において、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務とされています。困難な状況下でもエッセンシャルワーカーとして業務を継続いただいている関係者の皆様には、改めて感謝申し上げます。変異株の感染拡大が懸念される一方で、3回目のワクチン接種も開始されており、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑かつ確実な処理が行われるよう御協力をお願いいたします。

本年の産業廃棄物行政の重点取組分野は以下のとおりです。

まず、廃棄物・資源循環分野におけるカーボンニュートラルの推進です。昨年8月に提示した「廃棄物・資源循環分野における温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」において、2050年までに廃棄物分野単独でも温室効果ガス排出の実質ゼロを実現できる可能性があることが示唆されました。廃棄物の中で最も温室効果ガスの排出量の多いプラスチックについては、本年4月にプラスチック資源循環法が施行され、3R+Renewableの促進による温室効果ガスの排出削減が期待されます。今後対応すべき課題としては、廃油の焼却に伴う温室効果ガスの排出削減の促進、脱炭素に貢献する処理方法が適切に評価される環境づくり等が挙げられ、これらに関する支援や検討等を行ってまいります。

2点目は、PCB廃棄物の期限内処理です。PCB廃棄物の処理については、PCB特別措置法に基づき、環境省が主導し、全国5か所にJESCOの処理施設を、地域の御理解、御協力の下、設置し、処理を進めています。本年3月末には北海道・東京・豊田事業地域の変圧器・

コンデンサー等、令和5年3月末には北海道・東京事業地域の安定器及び汚染物等に係る処分期間が終了しますので、引き続きPCB廃棄物の早期の処理完了に向けて、必要な取組を進めてまいります。

3点目は、デジタル化の推進です。電子マニフェストの更なる普及拡大に向けて、説明会等の開催や加入の要請を行うとともに、電子マニフェストの使用義務付け範囲の段階的な拡大についての検討に着手します。また、電子マニフェストシステムに許可取消業者を入力すると警告が表示される機能を令和3年度中に構築するとともに、現在環境省ウェブサイト上に掲載している許可取消処分情報等を「さんばいくん」に統合するなど、排出事業者が適切な処理業者を選択するための情報の充実を進めます。さらに、国及び都道府県等への産業廃棄物に関する申請・届出等手続のオンライン化や、都道府県等による指導・監視へのデジタル技術の活用可能性について、検討を開始します。

4点目は不法投棄の原状回復に係る基金の運用と盛土による災害防止です。昨年、マニフェスト頒布団体等に加え、それ以外の19の企業・団体からも基金へのご出えんを頂き、12月に感謝状を贈呈しました。引き続き、産業界からのより幅広い出えんの協力を依頼しつつ、基金の安定的な運用に努めます。また、昨年7月に発生した熱海市における土石流災害を受け、関係府省庁が連携して盛土の安全性を確保するために必要な対応策を検討しているところであり、環境省としても、盛土に廃棄物の不法投棄等の可能性があるものについて、都道府県等が実施する調査や支障除去等に対する支援を行います。

本年も、これらの諸課題に対し全力で取り組んでいく所存ですので、関係者の皆様方の御支援、御協力を切にお願い申し上げますとともに、皆様方の御健勝を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。